

電波有効利用の促進に関する検討会(第12回会合)議事要旨

1 日時

平成24年10月31日(水) 14時00分～15時50分

2 場所

総務省 8階 第一特別会議室

3 出席者(敬称略)

(メンバー:50音順、敬称略)

清原聖子、熊谷博、関口博正、高畑文雄、丹康雄、土居範久(座長)、服部武(座長代理)、林秀弥、水越尚子、湧口清隆、横澤誠、吉川尚宏

(総務省)

藤末副大臣、森田政務官、田中総務審議官、吉良総合通信基盤局長、武井電波部長、安藤総務課長、竹内電波政策課長、森基幹通信課長、田原移動通信課長、山崎衛星移動通信課長、丹代電波環境課長、秋本放送政策課長、柳島監視管理室長、荻原電波利用料企画室長、内藤企画官、菅田企画官

(事務局)

電波政策課

4 配布資料

資料 12-1 電波有効利用の促進に関する検討会-最終とりまとめ骨子
(案)-【事務局】

5 議事概要

(1) 開会

(2) 議事

① 事務局からの説明

- ・ 資料12-1に基づき事務局より説明が行われた。

② 意見交換

- ・ 最終とりまとめの骨子案について意見交換が行われた。主な発言は以下のとおり。

(ア) まえがきについて

(林構成員)

市場メカニズムによるアプローチにより一層活用するという考え方は具体的にどの辺にでているか。

(事務局)

市場メカニズムについては、具体的な対策の手法としてオークション以外を明確に議論ができなかったため、まえがきに書くかどうかをご検討いただければと思う。

(横澤構成員)

世界的な流れからすると、市場メカニズムを活用した電波のガバナンスというのは主流であり、どんどん活用していく方向にある。

また、電波利用料の中でも、傾斜的な利用料の算定率を配分することによって、電波の周波数帯の有効な整理ができるという様なことも一部議論になっていたのも、そういうことを少し書き足して、市場メカニズムという言葉は残しておいていただきたい。

(イ) 第1章 1. 電波有効利用を促進する柔軟な無線局運用について

(清原構成員)

5ページのインセンティブオークション実施動向等について、脚注に説明を付けるとよいのではないか。

(横澤構成員)

免許制度の国際協調という観点は、この報告書にあるか。簡素化とともに、そういったところにも触れて頂きたい。

(座長)

場所を考えて、記述する。

(湧口構成員)

5ページの(3)②について、電波利用料と関連し、開発した技術を実際に実用化することを後押しするような支援要素も加えた方がいいのではないか。

(座長代理)

4ページの技術的アプローチについて、コグニティブ無線技術等を活用した技術的な解決が求められると書いてあるが、この文章だと全体にかかり、やや異質な感じがする。

どこまで趣旨として本格的に取り組むのかによるが、周波数の有効利用を促進するため、新たな技術的な解決が求められる。という程度で止めておいて、次の段落に、コグニティブ無線を活用した研究開発とする。あるいは、研究開発全体に入っているの、抜いておいても差し支えないと思う。

(座長)

ここでコグニティブ無線だけを取り上げたのは何か意図があるのか。

(事務局)

あくまで新たな技術の一例である。

(座長代理)

全体にかかる文章なので、ここに入っていると非常に強く印象を受ける。

(座長)

これは削除する。

(ウ) 第1章 2. グローバルな流通の促進と技術基準適合性の確保について

(水越構成員)

8ページについて、測定結果の公表、指導、注意喚起をするとあるが、指導や注意喚起の対象をもう少し明確化したほうがよい。

また、10 ページについて、第三者が行なった修理の内容によっては、改めて技術適合性の確認を行うことが必要であるという記述があるが、誰が確認を行うのか、いまの書き方だと製造業者と読める。更に責任の所在を明確化することがまず必要であるという課題に挙げているが、これについても当事者は誰なのか。

(事務局)

確かに主語がはっきりしていないので、記載は分かりやすくしたいと思う。

(清原構成員)

8ページについて、事後措置も事前措置もどちらも強化を図るということだと思うが、もう少し表現をストレートにした方が分かりやすいのではないか。

(座長)

おっしゃるとおり、整理が必要である。

(エ) 第2章 1. 無線局の良好な受信環境の保護について

(横澤構成員)

11ページ、12ページの1. について、ここに挙がっているものだけでいいのか。それ以外にも今後、同じような低出力で妨害電波を発生する様なものがあるのではないか。

(座長)

表現は難しい。その他のものとなると、これが例示みたいになってしまう。

(横澤構成員)

どこかに、これらに挙げたもの以外の不要電波を発生する機器についても随時検討するような表現の記述があればいい。

(水越構成員)

11 ページ(2)について、2段落目だと国際動向等と整合性を取りながら順次、具体

的な規律を検討とあるが、次の段落だと、諸外国と連携しながら、強力に標準をとあり、対象が同じなのかどうかも含めて、片方は様子を見ながらという形で、片方は強力に推進するということもあるので、もし強力に推進する分野があるのであればそれを記載するべきではないか。

(事務局)

最初の順次というのは国際規格が決まる度に順次、整合性を図りながらダウンストリームとして国内規格に取り入れていくということである。最終段落に書いてあるのは、アップストリームのことで、日本の混み合った電波環境といった特殊性等の観点から、日本から発信していくべき不要電波に関する規格について強力に国際提案していくといった活動のことを記載している。

(座長)

12 ページの頭のところで、今言われたようなことを、簡潔にまたの後ろにでも書いておくと、分かりやすいかもしれない。

(座長代理)

例えば CISPR への対応等、国際標準への具体的には対応についてもう少し具体的に書いた方が分かりやすいと思う。

(林構成員)

不要電波に対する標準化の推進は、諸外国との連携もさることながら、この研究会でも国際機関との連携もあったので、諸外国・国際機関との連携についてと記載してはどうか。

(座長代理)

11 ページに1. (1)について、周知を図るということと検討すべきということを1か所に集約し、明確にしたほうがいいのでは。

(座長)

本項目は、2種類の課題が存在しており、最初のものに関しては周知を図ることが必要であり、仕組みを検討すべきであると。その次は周波数再編等によるもので、周知・広報活動に加えてその業界を交えて検討すべきであるということである。

(座長代理)

周知は、ある意味では強制力がないもので、検討は具体的な対策を今後考えてい

くかどうかということである。周波数の再編の場合には、その仕組みについては検討するのかもしれないが、この書き方だと少しわかりにくい。

周波数再編するしないに関わらずこういう問題に対して、どう取り組むかが基本だと思うが、対策としてこういう受信フィルター等々を入れるという対策と、その不要レベルを抑制するための受信機としての規格について将来的には検討すべきというその辺についてもう少し解りやすくというか、規律の方法も含めて、当面の対策や将来的な問題についてどう取り組むかについての検討が具体的な課題として出てきている。

(座長)

問題を2つ先に掲げておいて、それを両方受けて、今のような仕組みを検討すべきだということと、その周知を図る、あるいは、周知・広報活動を図ることを検討すべきだという様な形にするか。

(湧口構成員)

放送用受信設備と一括りにまとめてはいるが、加害者になる場合と被害者になる場合とはっきり分かれている。そういう視点でもう一回確認された方がいいのではないか。

(事務局)

書いた趣旨はまさにそういう趣旨である。確かに、どう違うのかこの書き方だとわかりにくいので、そういう趣旨で修正を検討する。

(オ) 第2章 2. 高周波利用設備の普及促進について

(横澤構成員)

ワイヤレス給電システムの話は、良好な利用促進というこの場所でいいのか。利用者視点に立った新たな活用というが、高周波利用以外にも電波の利用という点で、例えば自動車関係の ITS で使われている様な、700MHz 帯等も含めた記述にするほうがいいのではないか。

(座長)

全ての帯域の利用設備の普及促進のようになると、物凄く広がってしまう。

(横澤構成員)

それであれば、ワイヤレス給電システムをタイトルとしてもいいのではないか。ワイ

ヤレス給電以外の高周波利用というのはどういうことが書かれているか。

(座長)

ここは特段、ワイヤレス給電という様なことで絞るべきではない。ワイヤレス給電以外のものに関しては最後の段落で述べてはいる。

(横澤構成員)

ここはあくまで、高周波の利用の拡大に限ったということか。

(座長)

そこに留めておいた方がよい。

(カ) 第2章 3. 電波の見える化の推進と安心・安全の向上について

(丹構成員)

13 ページに利用者の視点に立ちという記述だけでなく、機械からのアクセスという話も盛り込んでいただきたい。それがひいては、我が国のIT競争力の向上にも直接繋がると思う。

(清原構成員)

米国においてスペクトラムダッシュボードの様な先導的な取り組みのところに、総務省と対比するのに、FCC のことを入れた方がいいのではないか。

(横澤構成員)

政府のオープンガバメント戦略の中で、周波数の利用状況というものもパブリックデータとして活用していくという意味から、①の②も両方にオープンガバメントという言葉も組み込むような形で表現していただければと思う。

(キ) 第3章 1. 電波利用料の新たな用途について

(林構成員)

法改正を要する事項と、現行制度の運用の改善で対応できる事項が混在している。

例えば、用途の追加という話は現行法の法改正事項が視野に入ってくると思うが、

19 ページの、研究開発で、自由な提案公募を行うことは制度の運用の話であるので、そこを最初の冒頭の所で法の改正を視野に入れた話と、現行の運用の改善の話と両方を明示するなり、整理するなりしたほうがいいのではないか。

(ク) 第3章 2. 具体的な活用分野について

(吉川構成員)

モラルハザードの観点を補足することになるが、防災用等に用途を拡大するということが、一義的に整備する責任は誰かというのを記載すべき。仮に公共団体や非営利団体であっても免許は原則5年で、免許が切れたら返さなければいけないという責務を負っていることを書いておく必要がある。

本質的には電波リテラシーの問題とも関係するが、免許期限があることを自治体の方にも知っていただくことが必要。そうしないと、同じような問題が繰り返されるおそれがある。

(座長)

東日本大震災を受けている訳ではあるが、規則は規則というのをまず、第一義的に責任があることとその免許期限は記載すべきである。

(ケ) 第3章 3. 電波利用料制度の効率化等に関する課題について

(林構成員)

21 ページの(2)①にある電波利用料課金の是非について、電波法上は納付すべき金銭とあるので、それに対応する主体の表現としては徴収など、法文に近い表現にしてはどうか。

(丹構成員)

M2Mと新たなシステムという表現について、そもそもM2Mというものが果たしてそこまで確固としたものとして認識されているのか。また、M2M というのは具体的なものではないので、例えばスマートメーター等、新たなM2Mシステムという様な言い方で、具体的なものがあって等がつくのはわかるが、M2M 等という言い方は若干考えた方がいい。

(吉川構成員)

この部分では2つ指摘したいことがある。スマートメーターのARPUは非常に低い。それに対して携帯電話と同じ水準の電波利用料を課しているのかという全体水準に対する問題が1点目。

2点目はSIMが国際間を行き来し、常時ローミングの形で海外通信キャリアのSIMがずっと日本で使われる様な状況というのが今後起こりうる。それに対して課金できないという国際間の制度の不調和というか、歪みがあるという点を指摘したい。

(事務局)

1台当たりの料額については、現在の法人相対契約で色んな料額が定められており、そういったものも見ながら、直接お客様の利用料金に転嫁されるかどうかも含めてよく分析が必要だと思う。前者については、今後の検討課題としてここに記載したい。後者についても書き方を工夫したいと思う。

(林構成員)

22ページについて、電波利用共益費用について、そもそも共益とは何かという原理的な話は、議論になってはいたが、回答は出てなかったと思うので、今後議論していく必要があるのではないか。オープンクエスチョンという形で今後の議論に委ねる形にしていきたい。

(座長)

どう表現するか。

(林構成員)

電波利用共益費用というのは、16ページに電波法の条文が引用あり、それを短縮された形で書いてあると思うが、この定義自身が、それ自身検討すべき課題だという議論があったことは確かである。

(座長)

重要なことだと思うが、どうするか。

(座長代理)

16ページが、現状では全てだと思う。この考え方を基にして、議論を共有したということで、現状はここに留めておいた方がよい。

(林構成員)

いいと思う。

(座長代理)

第3章の構成について、具体的な活用分野が非常に絞られた様な印象を受ける。前段に電波利用料のこれまでの活用を記載し、それを受けて今回用途の追加や充実を検討したということにすべき。

(座長)

1. の中に入れれば収まると思う。

(事務局)

林構成員からご指摘があった、法制度の改正を要するものと、要さないものというものにまず分けられるので、そういう意味で、19 ページ(2)の研究開発以降のところは使用料用途の拡充とか運用改善と括る必要がある。全体を(3)とするか、あるいは(2)の中に書く形で、用途の拡大の中で考え方・具体的な尺度を記述した上で、実際の内容としてはこういうものだという流れ記載したい。重複している部分も若干あるので、用途の拡大という部分と、拡充を分けた上でもう一度整理したい。

(3) その他

- ・ 事務局より今後のスケジュールについて説明が行われた。

(4) 閉会

以上